

ふえふき し
笛吹市くらしのガイド

笛吹市生活指南

せいかつ
【生活について】

「關於生活」



ふえふき し やくしよ
笛吹市役所 笛吹市役所網站

<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

きんきゅうじたい
《緊急事態のとき》

《遇到緊急情況時》



はんざい こうつうじこ
【犯罪や交通事故にあったとき】

【遭受犯罪侵害或者遇到交通事故時】

- 電話番号 110 番で、警察に電話して、状況を伝えてください。



- 撥打 110 電話向警察報案、並講明自己的狀況。

かじ
【火事のとき】

【遇到火災時】



- すぐに電話番号 119 番で、消防署に電話して、状況を伝えてください。

- 馬上撥打 119 電話向消防隊報警、並講明火災狀況。

きゅうびょう おおけが
【急病、大怪我のとき】

【遇到疾病或者受重傷時】



- 電話番号 119 番で、消防署に電話して、救急車を要請してください。

- 撥打 119 電話向消防隊報警、並叫救護車。



さいがい よそく
【災害が予測される時】



【予測到災害時】

- さいがい お よそく とくべつけいほう はつれい
● 災害が起こることが予測されると特別警報が発令され
とくべつけいほう はつれい し ひなんじょうほう
ます。特別警報が発令されたら、市からの避難情報に
したが こうどう
従い行動してください。

ちか していひなんじょ ばしょ かくにん
近くの指定避難所の場所を確認しておいてください。

- 如果被予測到災害発生時、會發佈特別警報。發佈特別警報後、請根據來自市的避難信息進行行動。
請提前確認好附近的指定避難所的地點。



と あ さき ふえふきし やくしよぼうさい きかんりか
■ 問い合わせ先： 笛吹市役所防災危機管理課

■ 咨詢處： 笛吹市役所防災危機管理課

TEL: 055-261-3361

にほん す
《日本に住むために》

《為了在日本居住》



とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ
【特別永住者証明書】

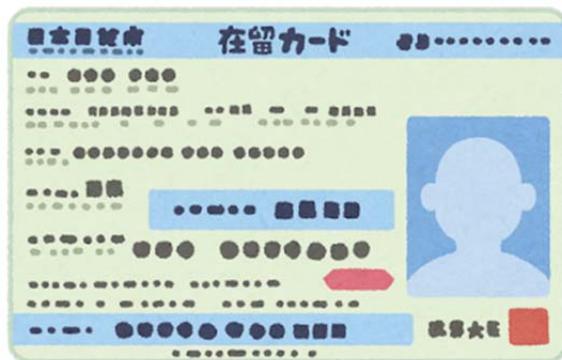
【特別永住證明】

- がいこくじんとうろくしょうめいしょ とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ
外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間内に、
しやくしょ ゆうこうきげん こうしんしんせい
市役所で有効期限の更新申請をしてください。まだ特別永住者証明書を持っていない方で、
とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ も かた
期間が満了した外国人登録証明書を持っている人
しやくしょ こうふしんせい しめい へんこう
は、市役所で交付申請をしてください。氏名などの変更
しやくしょ てつづ
についても、市役所で手続きをしてください。
- 外國人登録證須在目前批准的特別永住證明有效期內、到市役所申請更新手續。另外、沒有特別永住證明的人、持期限已滿的外國人登録證到市役所辦理手續。更改姓名時也需要到市役所辦理手續。

ざいりゅう
【在留カード】

【在留卡】

- ちゅうちようきざいりゅうしゃ こうしんてつづ にゆうこくかんりきよく
● 中長期在留者の更新手続きは、入国管理局でできます。
- 中期、長期在留的更新手續，須在入國管理局申請辦理。



と あ さき しやくしよこせきじゅうみんか
■ 問い合わせ先： 笛吹市役所戸籍住民課

■ 咨詢處： 笛吹市役所戸籍住民課。

TEL: 055-261-2029

《戸籍に関すること》

《关于戸籍》

【^{しゅっさん}出産、^{しぼう}死亡、^{けっこん}結婚、^{りこん}離婚のとき】

【出生、死亡、結婚、離婚時】



- ^こ子どもが^う生まれたときは、^う生まれた^ひ日から¹⁴14日の^{にち}間に^{あいだ}市役所に^{しやくしよ}届け^{とど}出^でる^{ひつよう}必要があります。
- 嬰兒出生時、須在出生之日起14天以内到市役所辦理出生登記。
- ^{かぞく}家族が^{しぼう}死亡したときは^{しぼう}死亡した^ひ日から⁷7日の^{にち}間に^{あいだ}市役所に^{しやくしよ}届け^{とど}出^でる^{ひつよう}必要があります。
- 家人死亡時、從死亡之日起7天以内、必須到市役所辦理相關手續。
- ^{けっこん}結婚したとき、^{りこん}離婚したときも^{しやくしよ}市役所に^{とど}届け^で出^{ひつよう}る^{ひつよう}必要があります。^{とど}届け^で出^{まえ}る^{こせきじゅうみんか}前に、^{そうだん}戸籍住民課に^{そうだん}相談してください。
- 結婚、離婚時都必須到市役所辦理登記手續。辦理手續之前、請詳細諮詢戸籍住民課。



【印鑑登録】

【印章登録】

- 土地や建物の登記や、車の登録をするには、市役所が発行する印鑑登録証明書が必要です。印鑑登録は、笛吹市に住所がある15歳以上の方ができます。印鑑登録するには、必要になるものがたくさんあります。登録する前に、戸籍住民課に相談してください。
- 土地、房産的登記、或者車輛登記時、必須提供由市役所發行的印章登録證明。笛吹市在住、15歳以上的人都可以辦理印章登録。辦理印章登録時、需要提供很多材料。在辦理登録手續之前、請諮詢戶籍住民課。



■ 問い合わせ先：笛吹市役所戸籍住民課

■ 諮詢處：笛吹市役所戸籍住民課

TEL: 055-261-2029

《ごみの^{しゅうしゅう}収集について》

《關於垃圾的收集》

【ごみの^{しゅるい}種類と^{あつ}集める^{かいすう}回数】

【垃圾分類及投棄回數】



燃^もえるごみ ⇒ ^{しゅう}週^{かい} 2回

可燃垃圾 ⇒ 一周 2回

ミックスペーパー ⇒ ^{しゅう}週^{かい} 1~2回

混合紙 ⇒ 一周 1~2回

プラスチック ⇒ ^{しゅう}週^{かい} 1~2回

塑料容器包装 ⇒ 一周 1~2回

粗大^{そだい}ごみ ⇒ ^{ねん}年^{かい} 3~6回

大型垃圾 ⇒ 一年 3~6回

資源^{しげんぶつ}物 ⇒ ^{つき}月^{かい} 1回

可回收的資源物 ⇒ 一個月 1回

【ごみの^わ分け^{かた}方】

【垃圾的分类】

- 市役所の環境推進課で配っている
「^{ふえふきし}笛吹市ごみガイドブック」(^{えいご}英語・^{ちゅうごくご}中国語・^{かんこくご}韓国語・^ごスペイン語・^ごポルトガル語)を^み見て^{かくにん}確認してください。
- 請閱覽市役所的環境推進課配發的「**笛吹市垃圾指南**」(英語、中文、韓語、西班牙語、葡萄牙語)



とあさき ふえふきし やくしよかんきょうすいしんか
■ 問い合わせ先：笛吹市役所環境推進課

■ 咨詢處：笛吹市役所環境推進課

TEL: 055-261-2044

《水道を使うには》 《使用自來水》

【水道使用手続き】 【使用自來水時的手續】

- 次の場合は笛吹市上下水道料金センターに届け出を
してください。

- 下述的情況下請到笛吹市上下水道料金中心辦理手續。

- ・ 水道を使用開始するとき
- ・ 自來水開栓使用時
- ・ 引越しするとき
- ・ 搬家時
- ・ 水道を長期間使用しないとき
- ・ 自來水長期不使用吃
- ・ 使用者名義が変わるとき
- ・ 使用人名義變更時



■ 問い合わせ先：笛吹市上下水道料金センター

■ 咨詢處：笛吹市上下水道料金中心

TEL: 055-261-3345

【税金】

【税】

- 外国人の方も、市内に住んでいる場合、納税の義務があります。皆さんに収めていただく税金は、住みよい街づくりを進めるための大切な財源です。必ず、決められた期限までに、納めてください。
- 在日本居住的外國人也有納稅的義務。征收的稅是城市建設發展的重要財源。必須在期限內繳納。



【税金の種類】

【稅的種類】

- 笛吹市に納めていただく税金には、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などがあります。このほか、所得税など、国に納める税金もあります。
- 向笛吹市繳納的稅的種類分為居民稅、固定資產稅、輕型機動車稅、國民健康保險稅等。另外、還有所得稅等國稅。

【住民税】 じゅうみんぜい

【居民税】

● こじん ぜんねん しょとく ぜいきん
● 個人の前年の所得にかかる税金。

● 向上一年有收入的個人征收的税。

● おさ ひと
● 納める人

● 征收対象

・ がつ にち しない す ぜんねん かぜい
・ 1月1日に、市内に住んでいて、前年に課税になる
しょとく ひと
所得があった人。

・ 1月1日、居住在市内、上一年有收入的人。

・ がつ にちげんざい しない じむしょ じぎょうしょ いえやしき
・ 1月1日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷が
ひと
ある人。

・ 向1月1號為止、在市内擁有事務所、事業所、房屋的
人。

● のうぜい しかた
● 納税の仕方

● 交税方法

・ きゅうよしょとくしゃ まいつき きゅうりょう さ ひ
・ 給与所得者は、毎月の給料から差し引かれます。

かいしゃ さ ひ ばあい
会社によっては、差し引かれていない場合もあります。

かいしゃ かくにん
会社に確認してください。

- ・ 有固定工資的人、會從每月工資裏扣除。但也有工作單位沒有扣除的、請向工作單位確認。
- ・ 給料から差し引かれていない方は、納税通知書により、年4回に分けて納めてください。
- ・ 如果沒有從工資裏扣除、請憑納税通知書、一年內分四次繳納。

【固定資産税】

【固定資産税】

- ^{とち たてもの}土地や建物などにかかる^{ぜいきん}税金。
- 向擁有土地和房產者征收的稅。
- ^{おさ}納める^{ひと}人
- 征收對象
 - ・ ^{がつ にちげんざい}1月1日現在、^{しな}市内に^{とち}土地、^{かおく}家屋、^{しょうきやくしさん}償却資産を^{しょゆう}所有している^{ひと}人。
 - ・ 向該年1月1日為止、在市内擁有土地、房產、折舊資產者征收的稅。



- **納税の仕方**

- **交税方法**

- **納税通知書**により、年4回に分けて納めてください。
- **憑納税通知書**、一年内分四次繳納。



- **【軽自動車税】**

- **【轻型車輛税】**

- **軽自動車**や**バイク**を持っている**人**にかかる**税金**。

- **向擁有輕型機動車或者摩托車的人征收的稅**

- **納める人**

- **征收對象**

- **4月1日現在**、**軽自動車**、**バイク**、**小型特殊自動車**などを**持っている人**。
- **該年4月1日為止**、**擁有輕型機動車**、**摩托車**、**摩托自行車**的**人征收的稅**。

● のうぜい しかた 納税の仕方

● 交税方法

- ・ のうぜいつうちしよ おさ 納税通知書により納めてください。
- ・ 憑納税通知書繳納。

■ と あ さき ふえふきしやくしよぜいむか 問い合わせ先：笛吹市役所税務課

■ 咨詢處：笛吹市役所税務課

TEL:055-262-4111



【税金の納め方】

【税的繳納方法】

- 税金は、市役所のほかでも金融機関やコンビニエンスストアで納めることができます。決められた期限内に納めない^{ざいさん}と財産の差し押さえ^{さ お}などが行われ^{おこな}ます。期限内に納めるのが困難な場合は、ご相談^{きげんない おさ}ください。
- 税可在市役所窗口以及金融機関或者便利店繳納。逾期未繳稅者、會進行抵押財產。期限內不能交稅時、請與相關部門取得聯系。



■ 問い合わせ先：^{と あ さき} 笛吹市役所^{ふえふき し やくしよ} 收稅課^{しゅうぜいか}

■ 咨詢處：^{と あ さき} 笛吹市役所^{ふえふき し やくしよ} 收稅課^{しゅうぜいか}

TEL: 055-262-4152

ふえふき し
笛吹市くらしのガイド
笛吹市生活指南

けんこう
【健康】「健康」

こそだ
【子育て】「育児」



ふえふきし やくしょ
笛吹市役所

笛吹市役所網站

<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

《健康で暮らすために》

《為了健康生活》

【けんしん検診について】

【關於體檢】



- びょうき がんなどの病気を はや 早く はっけん 発見するために、かくしゅけんしん 各種検診を おこな 行っています。
にっけい 日程は こうほう 広報や けんこう 健康カレンダーにてお知らせします。
- 為了早期發現癌症等疾病、實施各種體檢。具體日期會在
広報或健康挂曆上通知。

■ とあさきふえふきしやくしよけんこう 問い合わせ先：笛吹市役所健康づくり課

■ 咨詢處：笛吹市役所健康推廣課

TEL:055-261-1901

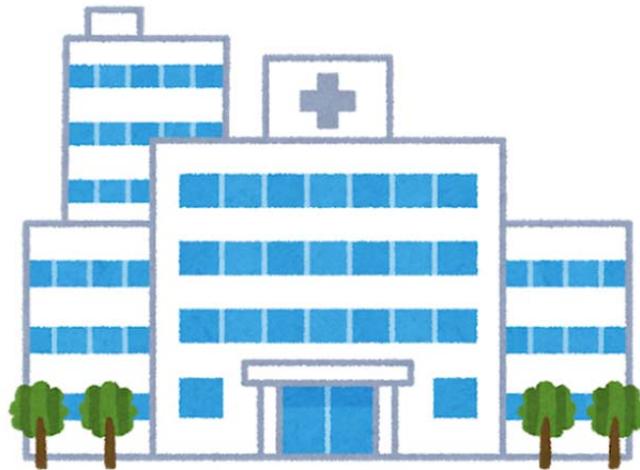
【こくみんけんこうほけん国民健康保険について】



【かんこくみんけんこうほけん關於國民健康保險】

- びょうき 病氣やケガをしたとき、あんしん 安心して ちりょう 治療が う 受けられるように、ほけんぜい 保険税を だ 出し あ 合い たす 助け あ 合 せいど 合う制度です。
- 為了生病或者受傷時可以安心接受治療、通過上交保險費獲取互助互利的制度。
- たいしょう 対象になる人 = ひと 笛吹市に す 住む方で かた 住民登録を じゅうみんとうろく している人など。
- 適用對象: 笛吹市在住、已辦理居住登錄的人。
- たいしょう 対象にならない人 = ひと 在 ざいりゅうしかく 留資格がない人、ひと 職場の しょくば 健康 けんこう 保険に かにゆう 加入している人、ひと 被 ひほけんしゃ 保險者の じょがいようけん 除外要件に あ 当てはまる人など。
- 不適用對象: 沒有在留資格的人、在工作單位已加入健康保險的人、被保險人正好符合除外項目的人。
- こくみんけんこうほけん 国民健康保険に かにゆう 加入すると ほけんしょう 保険証が こうふ 交付されます。 びょういん 病院 い に行くときは、かなら 必ず も 持って い 行ってください。
- 市會給加入國民健康保險的人發保險證。到醫院就診時必須攜帶此證。

- 職場の健康保険に加入した場合や子どもが生まれたとき、世帯主が変わったとき、加入者が死亡したとき、引っ越すときは市役所で手続きが必要です。
- 在工作単位加入健康保険時、嬰兒出生時、戸主變更時、投保人死亡時、搬家時必須到市役所辦理相關手續。



■ 問い合わせ先：と あ さき ふえふき 笛吹市役所国民健康保険課

■ 咨詢處：と あ さき ふえふき 笛吹市役所國民健康保險課

TEL: 055-261-2043

《しょうがいしやてちよう障害者手帳》

《障礙者手冊》

【しんたいしょうがいしやてちよう身体障害者手帳】

【殘疾人手冊】



- したい 肢體、しかく 視覚、ちようかく 聴覚・へいしょうきのう 平衡機能、おんせい 音声・げんご 言語・そしゃくきのう 咀嚼機能、
しんぞう 心臓、こきゆうき 呼吸器、ぼうこう 膀胱・ちよくちよう 直腸、しょうちよう 小腸、めんえききのう 免疫機能、かんぞう 肝臓に
えいぞく 永続するしょうがい 障害がある場合にばあい 手帳がてちよう 交付こうふ されます。障害
のていど 程度により、りよう 利用できるサービスがこと 異なります。
- 肢體、視力、聴力、平衡能力、聲音、語言、咀嚼能力、心臓、
呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫功能、肝臓有長期損傷的
人可以領取殘疾人手冊。根據殘疾的程度不同享受的福利
也不同。

【療育手帳】

【療養手冊】

- 児童相談所、または障害者相談所で、知的障害者と判定された人に交付されます。交付を受けた場合、年齢や状態に応じて再判定が必要になります。障害の程度によって利用できるサービスが異なります。
- 被児童相談所或者障害者相談所診断為智力障碍的人可以領取療養手冊。領取此手冊時、根據年齡病情等需要再次診斷。根據障碍的程度不同享受的福利也不同。

【精神障害者手帳】

【精神疾病患者手冊】

- 精神疾患を有する人のうち、日常生活または社会生活への制約を受ける人に交付されます。統合失調症、躁うつ病、てんかん、薬物関連障害など、精神疾患の全てが対象になります。ただし、療育手帳の対象となる知的障害は除きます。障害の程度により、利用できるサービスが異なります。

- 在精神疾病患者中、不能正常生活或工作的人可以領取精神疾病患者手冊。

以精神分裂症、躁狂抑郁症、癲癇、藥物關聯障礙等精神疾病人為對象。但是、療養手冊對象的智力障礙的人除外。根據障礙的程度不同享受的福利也不同。

と あ さき ふえふきしやくしよふくしそむか
■ 問い合わせ先： 笛吹市役所福祉総務課

■ 咨詢處： 笛吹市役所福祉總務課

TEL: 055-262-1273



《子育て支援》

《育児支援》

【母子健康手帳】



【母子健康手冊】

- 妊娠した人に、母子健康手帳を渡しています。この手帳には、母親の健康状態や、子どもの成長、予防接種の記録をします。乳幼児健康診査や予防接種を受けるときに、必ず使う大切な物です。
- 市會給孕婦配發母子健康手冊。這本手冊裏請記錄母親的健康狀況、孩子成長的全過程、接種疫苗記錄等。是嬰幼兒健康體檢或接種疫苗的重要手冊。

【乳幼児健康診査】

【嬰幼兒健康體檢】

- 子どもの年齢が、4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、3歳、5歳のときに、健康診査をしています。場所、日にち、時間はお知らせします。

- 嬰幼兒在 4 個月、10 個月、1 歲 6 個月、2 歲、3 歲、5 歲時會進行健康體檢。地點、日期、時間會提前通知。

よぼうせつしゅ
【予防接種】

【接種疫苗】



- かんせんしょう よぼう よぼうせつしゅ う
感染症の予防のため、予防接種を受けてください。
- たいちょう びょういん ややく う
体調のよいときに病院に予約して受けてください。
- よぼうせつしゅ う よしんひょう ぼ しけんこうてちょう
予防接種を受けるときには、予診票と母子健康手帳が
ひつよう
必要です。
- 為了預防感染症、請及時打接種疫苗。在嬰幼兒健康狀況良好時、向醫院預約。接受接種疫苗時、必須攜帶接種單和母子健康手冊。

と あ さき ふえふきし やくしよけんこう か
■ 問い合わせ先： 笛吹市役所健康づくり課

■ 咨詢處： 笛吹市役所健康推廣課

TEL: 055-261-1901

《教育・学校》 《教育・學校》

《学校》 《學校》

- 日本の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年が基本です。学校は4月から始まり、翌年の3月で1学年が終了します。外国籍の方は、就学義務はありませんが、希望があれば市立の小・中学校への就学が可能ですので、学校教育課へ相談してください。経済的理由で、就学が困難な子どもへの保護者に対し、学用品や給食などの費用の一部を助成する制度もあります。
- 日本的教育制度的基本為小學六年、中學三年、高中三年、大學四年。學校四月份開始、第二年的三月份結束。外國籍的兒童沒有在日本就讀小學、初中的義務。但是可以就學。請諮詢學校教育課。市為由于經濟理由而就學困難的兒童的保護者提供學習用品、午餐等費用的一部分津貼制度。

■ 問い合わせ先： 笛吹市教育委員会学校教育課

■ 諮詢處： 笛吹市教育委員會學校教育課

TEL: 055-261-3337

